

残余容量算定業務（大崎広域一般廃棄物最終処分場外）仕様書

1 業務の目的

本業務は、大崎地域広域行政事務組合（以下「発注者」という。）が保有する大崎広域一般廃棄物最終処分場及び大崎広域大日向クリーンパークにおける残余容量を算定する業務であり、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号）第1条第2項第19号に規定する残余の埋立量の把握を行うものとする。

2 一般概要

（1）業務の名称

残余容量算定業務（大崎広域一般廃棄物最終処分場外）

（2）業務期間

契約締結の翌日から令和7年12月26日

（3）業務場所

ア 大崎広域一般廃棄物最終処分場

大崎市岩出山上野目字上冷ノ沢地内

イ 大崎広域大日向クリーンパーク

大崎市三本木蟻ヶ袋字大日向地内

（4）業務内容

ア 大崎広域一般廃棄物最終処分場

（ア）業務区分

区分	業務内容	大崎広域一般廃棄物最終処分場
測量業務	現地測量（平板測量）	一 式（0.01 km ² ）
	路線測量（縦断測量）※1	0.140 km
	路線測量（横断測量）	0.140 km
残余容量算定業務	残余容量算定	一 式
各資料の作成	各資料の作成	一 式

※1 別紙仕様書「平面縦断図1」参照

（イ）報告について

組合で指定する残余容量等の指定するデータについては10月末までに報告すること。なお、成果品については業務期間までに提出するものとする。

a 計埋立容量

b 実測埋立容量

c 残余容量年度別比較表 など

（ウ）測量時期

前年度の結果と比較を行うことから、9月中に現地にて測量を行うこと。

イ 大崎広域大日向クリーンパーク

(ア) 業務区分

区分	業務内容	大崎広域大日向クリーンパーク
測量業務	現地測量（平板測量）	一 式 (0.020 km ²)
	路線測量（縦断測量）※2	0.175 km
	路線測量（横断測量）	0.175 km
残余容量算定業務	残余容量算定	一 式
各資料の作成	各資料の作成	一 式

※2 別紙仕様書「平面縦断図2」参照

(イ) 測量時期

前年度の結果と比較を行うことから、10月上旬頃に現地にて測量を行うこと。

ウ 測量業務

(ア) 平板測量（平面地形測量）

縮 尺 : 1/500以上

(イ) 路線測量（縦横断測量）

縮 尺 : 1/200以上

横断間隔 : 20m以下。ただし、地形の変化点については協議の上決定する。

*測量に使用した基準点（高さ等）は保存しておくこと。

エ 残余容量算定業務

(ア) 残余容量の算定

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課・産業廃棄物課で定める「最終処分場残余容量算定マニュアル」に準拠し最終処分場の残余容量を算定する。

(イ) 各種資料の作成

以下に掲げる残余容量の算定根拠となった図面や計算等の書類を整理・作成を行うこととする。

- a 残余容量の算定にあたって使用した計測方法
- b 残余容量の算定根拠となる計測資料
- c 埋立高さ等、形状が観察できる写真

※ なお、図面については通常の図面のほか、電子データ（国土交通省の様式準拠）も提出するものとする。

3 成果品

本業務の成果品は以下のとおりとする。

なお、成果品は事前に発注者の内容確認を受け、承認されたものとする。

- (1) 大崎広域一般廃棄物最終処分場・大崎広域大日向クリーンパーク残余容量算定報告書（2部）
- (2) 平面図，縦断図，横断図（2部）
- (3) 電子データ（2部）
- (4) その他参考資料（2部）

4 提出書類等

受注者は、業務の着手及び完了に当たり下記の書類を提出し承認を得なければならない。

(1) 着手時

- ア 着手届及び業務工程表 1部
- イ 管理技術者等通知書及びその経歴書 1部
- ウ その他必要な書類 指示する部数

(2) 完成時

- ア 給付完了通知書 1部
- イ 成果品 2部
- ウ その他必要な書類 指示する部数

5 守秘義務

受注者は、本業務を遂行する上で知り得た内容を発注者の許可なく第三者に漏洩してはならない。

6 資料の貸与等

本業務に必要な資料の収集は、基本的に受注者が行うものとするが、発注者が保有している資料については貸与するものとする。

7 協議

本業務を円滑かつ適正に実施するため、受注者は業務着手時に発注者と十分な協議を行うものとする。

8 土地への立入等

受注者は、本業務遂行のために第三者の土地に立ち入る必要が生じた場合は、事前に報告するものとする。

土地所有者の許可は発注者が得るものとするが、受注者は土地所有者への説明等に協力するものとする。

9 関係官庁への手続き等

受注者は、本業務の実施に当たり発注者が行う関係官庁等への手続きの際に協力しなければならない。また、本業務を実施するために関係官庁等と協議を行った場合は、速やかに発注者に報告しなければならない。

10 関係法令の遵守

受注者は、本仕様書に定めるほか関係する法令、基準等を遵守しなければならない。

11 業務完了検査

受注者は、業務完了時に発注者の検査を受けるものとし、その検査合格をもって業務の完了とする。なお、業務完了後であっても成果品に不備、あるいは誤りが発見された場合は受注者の負担により速やかに訂正しなければならない。

12 支払方法

代金の支払いは、業務完了後一括で支払う。

13 暴力団等の排除について

- (1) この契約の履行期間中に大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱（平成24年10月1日施行。以下「排除要綱」という。）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
- (2) 組合から指名停止の措置及び資格制限の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、排除要綱の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
- (3) この契約の履行に当たり暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力を行うとともに、組合へ報告すること。また、この契約の下請負若しくは受託をさせた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察に通報を行うとともに捜査上必要な協力を行い、直接元請負人に報告する措置を行うよう指導すること。なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、捜査協力及び組合への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生するおそれがあると認められるときは、必要に応じて、工程の調整、工期の延長等の措置を講じる。

14 その他

この仕様書に定めがない事項又は疑義が生じた時は、協議の上定めるものとする。